

電話番号案内（104）サービス約款

第1条（約款の適用）

アルティウスリンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する電話番号案内（104）サービス（以下「当サービス」といいます。）は、この約款（以下「本約款」といいます。）により取り扱います。

第2条（電話番号案内（104）サービスの定義）

当サービスは、通信事業者が提供する電気通信サービスの番号情報（以下「電話番号情報」といいます。）の案内サービス（以下「電話番号案内」といいます。）をいいます。

2 当サービスにおいて案内する電話番号情報は西日本電信電話株式会社から提供されている「番号情報データベースシステム※」に基づいております。したがって、当社では、独自に電話番号情報の登録や削除、変更を行っておりません。情報の登録や削除、変更を希望される場合は契約している通信事業者様へお申し出下さい。

※KDDI 株式会社・東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社等の通信事業者の顧客の電話番号情報が登録されている電話番号情報データベースシステムであり、西日本電信電話株式会社で運用管理されている。

3 当サービスにおいて、1回のお電話で案内ができる電話番号情報の数は、最大で15件とします。

第3条（番号案内に係る料金の取扱い）

電話番号案内の料金、その他の取り扱いは、利用者様が契約している通信事業者の契約約款等に定めるところによります。

2 電話番号案内を利用した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その番号案内料の支払いを要しません。

- 1.緊急通報用電話（110、118、119、171）の電話番号の問合わせに対し、電話番号案内をしたとき。
- 2.当社が該当する電話番号を案内できなかったとき。

第4条（電話番号案内の成立）

当サービスは、お客様が希望する電話番号情報の案内を開始した時点で電話番号案内の成立とします。

2 お客様が契約している通信事業者の約款等の定めに基づき当サービスの料金は電話番号案内の件数に応じて課金されるものとします。

第5条（免責事項）

当サービスの利用に起因したいかなる損害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条（取り扱い停止）

次に掲げる事由に該当する場合、当サービスの一部または全部を停止することがあります。

- 1.天災、非常事態の発生の場合
- 2.当社および通信業者のシステム・設備の障害等の場合
- 3.その他、当社がやむを得ないと判断した場合
- 4.委託業者が事業を停止した場合

第7条（合意管轄裁判所）

本約款に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第8条（本約款の変更）

当社が必要と判断した場合、本約款をお客様の了解を得ることなく変更することがあります。この場合の提供条件は、アルティウスリンク株式会社ホームページ上に公表される変更後の約款によるものとします。

附則 本約款は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。